

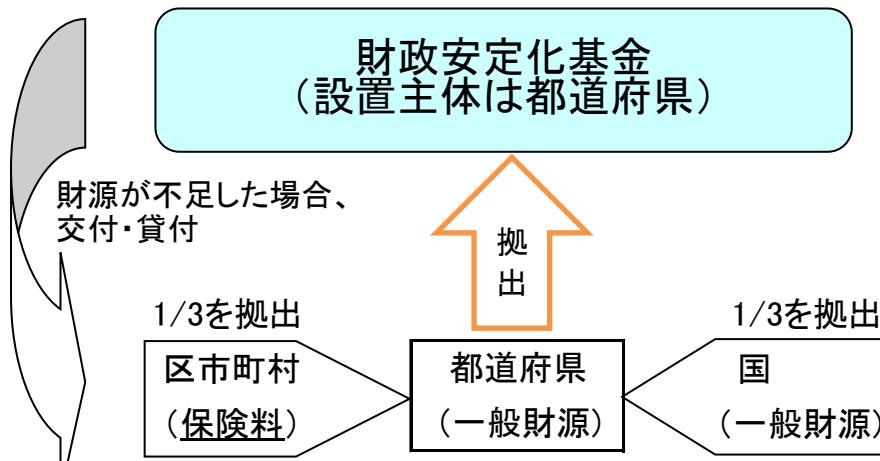
介護保険財政安定化基金の目的・しくみ

○ 財政安定化基金の目的(介護保険法第147条)

区市町村が通常の努力を行ってもなお生じる ①保険料収納率等の悪化 ②給付費の見込みを上回る増大等 により介護保険財政の赤字が生じる場合に、交付又は貸付を行い、介護保険財政の安定化を図ることを目的として、都道府県に介護保険財政安定化基金を設置

※ 保険料の収納不足による財源不足については交付事業(交付率1/2)、それ以外の財源不足は貸付事業で対応

○ 財政安定化基金のしくみ



※ 借入金の償還は、次期計画期間において行う（償還財源は保険料）。

○ 基金拠出率の考え方(政令)

・都道府県が保険者に拠出を求める率

⇒ 財政安定化基金拠出率を標準として、都道府県が条例で定める。

財政安定化基金拠出率

・3年ごとに厚生労働大臣が、次期計画期間における以下の額を勘案して定める。

- ※ 基金からの交付金・貸付金の見込額
- ※ 基金借入金の償還見込額
- ※ 給付費の見込み額